

使っていない物件を

月形町空き家・空き地バンクに

登録してみませんか？

空き家・空き地バンク制度とは？

空き家・空き地バンクとは、町内にある空き家・空き地の売買・賃貸（空き地は売買のみ）を希望する所有者から登録をいただいた情報を、町のホームページをとおして公開し、定住や空き家・空き地の利用を希望する方に情報提供をする制度です。

空き家・空き地バンクの流れ 物件所有者の物件登録～契約まで

1

登録申込



メール、郵送または、企画振興課窓口で登録手続きを行ってください。

必要書類

- ・申込書（様式第1号）



提出書類をもとに、所有者や物件情報を確認・調査をさせていただきます。

2

現地調査



所有者立会いのもと、物件の現地調査を行います。

（所要時間 1時間ほど）

※立会いが難しい場合は、ご相談ください

提出書類と現地調査結果をもとに、物件情報をまとめます。

3

情報公開



webサイトに物件情報を公開します。

空き家・空き地バンクの希望者から問合せがあった場合、まず町から所有者へご連絡いたします。その後、希望者から直接電話がありますので、具体的なやり取りは当事者間で行ってください。

情報を公開するwebサイト

- ・町のホームページ
- ・ライフホームズ
- ・アットホーム

4

現地見学・交渉・契約



物件の現地見学や交渉などは当事者間で話し合い、対応してください。

成約に至った場合、所有者と利用者として売買（賃貸借）契約を締結し、登記手続き（売買のみ）を行ってください。

※月形町は、空き家・空き地に関する情報提供のみを行い、売買や賃貸などの交渉や契約については関与いたしません

留意事項

※空き家・空き地バンクへの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません

※空き家・空き地バンクへ登録された物件の管理は、希望者が決まるまで、引き続き所有者が行うことになります

不動産の相続登記はお早めに

令和6年4月1日から、不動産の相続登記が義務化されました。相続したことを知ったら、できるだけ早めに登記の手続きを行いましょう。正当な理由がないまま3年以内に手続きを行わない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

手続きを先延ばしにすると、思わぬ負担が生じることがありますのでご注意ください。

相談・登録は無料です！

実際にご覧ください！

月形町 空き家・空き地バンク 🔍 検索



問合せ先

企画振興課企画係 ☎ 53・2325 Eメール: kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp